

ごみの野焼きは禁止されています

地面に穴を掘ったり、ブロック積みやドラム缶などで家庭や事業所から出るごみを屋外で焼却する行為、いわゆる野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律や静岡県生活環境の保全等に関する条例により、一部を除き禁止されています。

野焼きは、「煙や臭いで窓を開けられない」、「洗濯物が臭くなって困る」など煙害や悪臭により近隣の方々に大変な迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシンなどの発生や周囲への延焼の危険もありますので、絶対にやめましょう。

皆が気持ちよく生活していけるよう、ご理解とご協力をお願いします。

◎禁止の例外とは

- ・国又は地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却
- ・災害予防、災害応急対策、復旧のために必要な焼却（防災訓練など）
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却（どんど焼きなど）
- ・農林業者が作業に伴って行うやむを得ないものとして行う焼却
- ・焚き火などで軽微な焼却

これらの焼却でも近隣の方々に迷惑となっていると判断される場合は、焼却をやめていただくことがあります。天候や風向き、時間帯に気を付け、住宅の近くでは焼却しないなど周囲に迷惑を掛けないように十分注意してください

また、農林業者だからといって、ゴム、プラスチック、油などを含む物の焼却はできません。

なお、家庭菜園は農業ではありません。

◎罰則について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に罰則が明記されています。法律に違反していると判断されたときは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、又はその両方が科せられることがあります。

◎お願い

禁止の例外とされている焼却であっても、住宅地に近い田畑で行われる焼却は苦情がありますので、燃えるごみの日に燃やせるものは燃やさないでください。

問合せ先 環境対策課 ☎22213

生ごみ処理機購入費に補助が受けられます

市では、ごみの減量が求められるなか、家庭から出る生ごみを減らすことを目的として、生ごみ処理機の購入費補助制度があります。

対象となる条件

- ① 下田市に住民登録があり、下市内で機器を利用する人
- ② 下市内の販売店で購入した機器

対象機器

機械式生ごみ処理機（中古の機器は対象外）

補助金額

購入金額の2分の1を限度に補助

※限度額は2万円となります

対象台数 1世帯につき1台まで

申請書類

補助金申請にかかる書類は、市役所市民課（窓口②）に備え付けてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

その他

◎予算がなくなり次第、受付終了します。
◎過去に補助を受けたことのある世帯の方は、5年間は新たに補助を受けることはできません。

問合せ先 環境対策課 ☎22213